

保育園の申込・基本編

※令和8年度の情報をもとに資料を作成しています。



申請書類について

次年度分申請書配布

配布時期：令和7年9月4日（木）～

配布場所：区役所 一部の書類は8月1日より大阪市 HP からダウンロード可能

※9月4日～10月15日は各保育園でも配布



提出書類

※年度ごとの申請が必要です。
その年度にすでに申請をしている場合は、
毎月申請をする必要はありません。

●すべての保護者の方に共通して記入していただく書類

「子どものための教育・保育給付

保育認定（変更）申請書兼保育施設・事業利用調整申込書」

「利用調整調査票（その1・2）」

「個人情報に係る同意書及び利用申込みに係る確認書」

「個人番号記載用紙」

●保育が必要な理由を証明する書類 ※保育が必要な理由により提出書類が異なります。

「就労証明書」

「就学等証明書・求職活動状況申告書」

「介護・看護状況申告書」 など

●申込児童又は世帯の状況に応じて必要な書類

・児童の障がい・疾病にかかる必要書類：「対象児童用診断書」

・20歳以上65歳未満の同居の親族、65歳未満で1Km 圏内に別居の祖父母の証明
：「保育理由証明及び申告書」

・ひとり親の方：「児童扶養手当証書」 など

・市外から転入された方：「課税証明書」

※その他、必要に応じて提出をお願いします。

※申請書類は「保育施設・事業利用の案内」にセットしてありますが、必要に応じて区役所に取りに来ていただくか、大阪市の HP からダウンロードをお願いします。

一斉入所

保育園の入所（園）には
年度始まりの4月1日から入所する「一斉入所」と
4月2日以降の年度途中で入所する「途中入所」が
あります。

1 次調整 ※1年で一番多く募集枠があります

- ① 申込・面接の予約
大阪市行政オンラインシステムで予約受付をします。
予約受付開始：令和7年9月8日（月）9時～
募集予定人数公表（大阪市 HP にて）：令和7年9月8日（月）
- ② 申込・面接
期間：令和7年10月1日（水）～10月15日（水）
場所：お住まいの区指定の面接会場（鶴見区は鶴見区役所402会議室）
※申請書持参の上、お子さま同伴で。
- ③ 申込状況公表（P.4で説明）
令和7年10月28日（火）
- ④ 不足書類提出・希望先変更
提出締め切り：令和7年11月17日（月）
※希望先変更をするには、「変更届」を提出いただきます。
- ⑤ 結果通知
結果通知：令和8年1月26日（月）発送 すべて郵送にて通知します。



2 次調整

※1次調整の結果、空き枠がある場合に行います。
1次調整で保留となった方と新たに申請された方を対象に調整を行います。

- ① 申込・面接・希望先変更
期間：令和8年1月9日（金）～2月6日（金）
場所：鶴見区役所1階12番窓口
※新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。
1次調整で申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出。
- ② 空き情報公表
令和8年1月26日（月）
- ③ 結果通知
結果通知：令和8年2月27日（金）発送 すべて郵送にて通知します。



途中入所

① 申込・面接・希望先変更

受付期間：入所希望月の前月 5 日（土日祝の場合は翌開庁日）

受付場所：鶴見区役所 1 階 12 番窓口

※新規の方は申請書持参の上、お子さま同伴で。

年度内に申請済みの方で希望先等変更される場合は「変更届」を提出

② 空き情報公表

毎月 1 日（翌月分を公表）

③ 結果通知

20 日前後に結果を通知します。

内定の方には電話連絡、保留の方には郵送します。

※保留の通知は入所希望月分のみ郵送されます。翌月以降は内定の場合のみの連絡となります。

※区によって通知の時期、方法は異なります。



内定された場合・・

入所するまでに説明会、健康診断、制服採寸、用品購入などがあります。
日程等については園から案内があります。



※利用できるクラス

- ・ 4月1日時点の年齢で利用するクラスが決まります。
- ・ 鶴見区の保育所は原則、生後6か月からの利用となっています。
※一部の園については、2か月からの利用が可能
- ・ 1次調整でのお申し込みは、原則令和7年10月1日以前に生まれた方になります。
（2か月から利用可能な園を除く）



選考方法

添付資料 1
P.1～P.4 参照

4

- 保育の必要性が高いお子さまが優先的に利用できるよう、「保育利用調整基準」に基づいて点数をつけます。

- ①「基本点数表」により、世帯の保育の必要性に応じ基本点数を設定します。
父、母ともにそれぞれ100点満点、合わせて200点が満点となります。
- ②「調整指数表」により、世帯の状況に該当する内容に応じて加点、減点を行います。
- ③「基本点数」と「調整指数」を合算します。

基本点数
(父、母ともにひとり100点満点
＝200点満点)



調整指数
世帯の状況に該当する内容に応じて
加点・減点

- 募集数より申込数が多かった場合は「利用調整」によって入所者を決定します。

- ①点数の高い世帯から順に利用を決定します。
- ②同一点数で並んだ場合は、「順位表」により優先順位を決定します。

※保育利用調整基準は年度で変更される場合があります。

※大阪市内の保育施設等で勤務している保育士、看護師等のお子さまは優先的に利用調整を行っています。



申込状況・空き状況

添付資料2
P.5～P.9 参照

一次調整

申込状況は1次調整受付締切後に公表されます。

令和7年10月28日(火)

※申込者数は第1希望の園のみに計上されています。



途中入所

毎月1日に翌月の空き状況がホームページに公表されます。



令和8年度一斉入所1次調整申込み状況

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
募集数	215	230	87	47	18	15	612
申込者数	170	349	167	47	27	6	766

※募集数は公表時点のものであり、選考までの間に増減することがあります。

※募集数が0になっている園もありますが、お申込みができないわけではありません。

※募集数は年度によって違います。



保育料

~~~~~

### 添付資料3

P.11~P.14 参照

5

保護者の市民税の所得割額の合計 と 保育必要量（標準時間／短時間）により  
保育料を決定します。

### 算定のもとになる市町村民税の年度

| 令和8年度                                    |                                                                           | 令和9年度  |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 4月～8月分                                   | 9月～翌年3月分                                                                  | 4月～8月分 |
| 令和7年度の市民税で算定<br>(令和6年1月～12月の所得金額が<br>対象) | 無償化<br>(ただし、負担区分の算定のために参照する<br>のは令和8年度の市民税となります。)<br>(令和7年1月～12月の所得金額が対象) |        |

### 計算方法

父母の年収が合算して103万円未満で、生計  
を同一とする祖父母のいずれかが年収300万  
円を超える場合は、その祖父母の市民税も合算  
して保育料を算定します。

## 要点

毎年6月頃にお手元に届く「市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」等をご参照  
ください。保護者の市民税の税額控除前所得割額を「大阪市保育料金額表」に照らし合わせると  
概ねの保育料がわかります。(父母ともに課税の場合はご夫婦の合算)

### 保育料の例

- 4月1日の年齢が1歳のお子さまが、標準時間認定で保育を利用。
- 父の所得割額が173,680円、母が配偶者控除の対象となっているお子さまの場合

$$173,680円 \times 6 \div 8 = 130,260円$$

申込冊子28ページの大阪市保育料金額表に照らし  
合わせると13階層(32,700円)となります。

税額算定の基礎となる金額 任意個人金等特別控除 府民税額控除等の合計額 給与から差し引かれる毎月1月別税額

令和3年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所 給与収入 5436629 主たる給与 5436629 所得 ③ A-B 2171000

税額控除前所得割額④ 173680

税 所得割額⑥ 84700

税 均等割額⑦ 3500

府 税額控除前所得割額④ 43420

民 税額控除額⑤ 22245

所得割額⑥ 21100

税 均等割額⑦ 1800

特別徴収税額⑧ 111100

控除不足額⑨ 0

既 充 当 額⑩ 0

既 納 付 額⑪ 0

特別徴収額(⑧-⑨-⑩) 111100

変更前税額⑫ -

増減額(⑧-⑫) -

変 更 月 一月

納 付 額

6月分 9900

7月分 9200

8月分 9200

9月分 9200

10月分 9200

11月分 9200

12月分 9200

1月分 9200

2月分 9200

3月分 9200

4月分 9200

5月分 9200

令和3年 5月 20日

給与から差し引かれる特別徴収税額(年税額)

受 給 者 番 号

XXXXX

住

大阪市北区中之島000

指 定 番 号

200000

宛 名 番 号

1

あなたの特別  
及び第321条の1  
について本通知  
書に3箇月以内  
の区分の取消  
の要目から区  
の代表者となり  
なす。区分の  
できないことと  
を経過しても  
生ずる著しい損  
あるとき、③その  
正当な理由が  
区分の取消しの  
理由となる。

住所が相違する場合は、下段に記載  
の市税事務所へご確認願います

税額控除前所得割に6/8をかけた金額の  
父母の合計を「大阪市保育料金額表」に  
照らし合わせます。

特 生命保険料 70000 基 礎 430000 扶養親族等区分 本人該当区分 基礎控除 22000 雑 損 0 控 除 療 費 11530 控 除 配 偶 者 330000 所得控除合計② B 1737193

⑤には寄附金税額控除額11,674円、  
住宅借入金控除額97,050円が含まれます。

控除対象配偶者の有無、扶養親族の人数内訳、  
本人該当区分の該当欄に\*または人数を表示

- ◎令和8年9月からすべてのお子さんの保育料が無償となります。
- ◎3歳児クラス以上は主食費に加え、副食費がかかります（免除の場合あり）。
- ◎各園によって、諸経費、延長料金等がかかります。



園にかかる諸経費や、延長保育料、3歳児以降の主食費（ご飯）、副食費（おかず・おやつ代）は別途保育園へお支払いいただく必要があります。

### 園にかかる諸経費



※園によってかかる経費は違います。

### 主食費（ご飯）



※3歳児以上は必要です。

### 副食費(おかず等)



※免除される場合があります。

### 副食費の免除

- ・第3子以降のお子さま
- ・保育料の利用者負担区分が1～8A 階層の世帯
- ・ひとり親世帯または障がい者のいる世帯で利用者負担区分が1～9 階層の世帯